

こどもの定義とこどもの権利条例の理念について

1. こどもの定義

【前回会議（グループワーク）の意見】

「こども」とは、

- ・エネルギーがある・未来がある・冒険できる・未来をつくろうとしている人
- ・守られる人　・自由な発想　・発達途中

「声をあげにくいこども」とは、

- ・ひきこもっている子・孤立しているこども・障害のあるこども・ストレスをためている子
- ・乳児・幼児・ヤングケアラー・いじめられている子・親や施設で抑圧されているこども
- ・自分の意見を伝えられないこども・海外につながるのあるこども

「こども・子育てに関わる当事者」とは、

- ・保健師　・学校の先生　・幼稚園保育所の関係者　・施設職員　・保護者　・親族
- ・地域（近所）の人　・相談者

「こども」の定義は、18歳未満・年齢で区切らない・人によって違う



【こどもの定義（事務局案）】

前回資料 5-1 2 こどもの定義の現状(3) 子ども権利条約とこども基本法のハイブリット型

表記：こども

定義：18歳未満の者、その他これらの者と等しく権利を認められることが適当な者

理由：

- ・（こども）：18歳以上の者など、年齢で区切らない。
- ・（18歳未満）：本市が条例をもとに、各施策を実行していく上で一定の定義づけは必要のため。
- ・（者）：市内に在住する市民のほか、市内に在学・在勤するこどもも対象に含むことができる。
例：近隣市に住んでいるが、富田林市内の学校に通学するこども
- ・（その他これらの者と等しく権利を認められることが適当な者）：
年齢だけでは区分できないケースもあるため、「その他これらの者と等しく権利を認められることが適当な者」を併記することで、18歳以上であっても対象に含むことができる。

2. こどもの権利条例の理念

理念を考えるうえで、「こどもの権利条例」の大切なキーワードはなにか？

【前回会議（グループワーク）の意見】

【こどもが主体】

- ・自分らしくこどもの声
- ・自分らしく生きられる生き生きと
- ・こどもは権利の主体
- ・普通、あたり前
- ・ありのままを認めてもらえる
- ・こどもには無条件に権利がある

【安心】

- ・幸せ(^^)
- ・言いたくないこと、言わなくていい
- ・安心
- ・楽しい
- ・笑顔(^^)
- ・失敗 OK!! 秘密は守るよ!!

【自己決定する力】

- ・こどもが思う願い、自己決定
- ・尊重される、する
- ・どの子も差別されない

【意見がいえる・きいてもらえる】

- ・自分の声が聴いてもらった！参加型
- ・意見が聞いてもらえる
- ・いろいろな人の意見がきける
- ・こどものタイミングで意見を言える
- ・待ってもらえる

【こどもの権利条例の理念のキーワード（事務局案）】

こどもの権利条例を考えていくうえで、次のキーワードが大切です。

STEP 1

こどもが権利の主体
ありのままでよい

STEP 2

安心

STEP 3

意見がいえる
意見をきいてもらえる

STEP 4

自分で決める力
自分らしく生きられる

- (1) こどもが「権利の主体」であり、「ありのままで」生きること
 - (2) こどもが「安心」して生きること
 - (3) こどもが「意見をいえる」こと、こどもの意見が大人に「きいてもらえる」こと
 - (4) こどもが「自分で決める」こと・「自分らしく生きる」こと
- ⇒ (1) ~ (4) は別々のものではなく、これらがそれぞれ繋がっていくことが大切です。

- ・キーワードをもとに、「こどもの権利条例」の基本理念等の条文を考えていく。
- ・来年度の（仮）こども会議で、キーワードを参考に、こどもの意見を聞きながら、条例の前文を検討していく。